

【開発行為又は建築等に関する証明書交付申請時 添付書類】

- 1 委任状
- 2 位置図(住宅地図等)
- 3 配置図(敷地境界、建築物の位置・用途・規模・構造、給排水施設、敷地面積、建ぺい率、容積率等を明示。)
- 4 建築物等の各階平面図及び立面図(各室の用途等を明示) (注) 建築確認申請と同じものを添付すること。
- 5 開発許可・建築許可等を受けている場合: 開発許可、建築許可等の許可書・検査済証の写し
- 6 開発許可等を要しない場合: 下記『開発許可を要しない場合の添付書類』各番号に応じて、必要とする書類
- 7 その他必要と認められる書類(求積図等)

『開発許可を要しない場合の添付書類』

1) ②、③の場合

公図及び、土地登記簿謄本

※ 1,000㎡(用途が定められていない土地の区域については700㎡)以上の場合には土地の地目が「宅地」となっていること、かつ、開発行為がない土地において建築物の建築等を行うことがわかる書類を添付

2) ④の場合

「農林漁業を営む者」であることの証明(別紙様式)を受けること。

※ その時に開発行為又は建築等に関する申告書・証明書交付申請書及び建築計画概要書、建築計画平面図等を同時に提示すること。

3) ⑧の場合

駅舎その他の鉄道の施設、図書館等の公益上必要な建築であることを証する書類(免許、許可等が必要なものについてはその写しを添付すること。)施設完成後でない公的に証する書類が交付されない場合、事前に所管する部局等と施設計画図面等により協議を行い、当該施設としての認定等の見込みを得ること。本申請には、協議済の図面等と協議先・協議経緯がわかる書類を添付(申請書受理後、協議先に照会します。)

4) ⑨の場合

都市計画事業の施行として行うもの、あるいは都市計画事業で造成された土地であることを証する書類

5) ⑩、⑪の場合

土地登記簿謄本、公図等、土地区画整理事業又は公有水面埋立法により造成された土地であることが分かる書類及びその他必要と認められる書類(土地区画整理法第76条第1項の許可通知書、埋立免許の事業計画書等)

6) ⑫、⑬の場合

事業計画書、公図、土地登記簿謄本、その他必要と認められる書類

7) ⑭～⑰の場合

i 過去に開発許可・建築許可・既存宅地の確認等を受けている場合

ア 過去に受けた許可書・検査済証、土地利用計画図等の写し

イ 既存建築物と改築又は増築後の予定建築物の用途・規模・構造が分かる書類

ii 過去に開発許可・建築許可・既存宅地の確認等を受けていない場合

ア 公図及び、土地登記簿謄本

※ 1,000㎡(用途が定められていない土地の区域については700㎡)以上の場合には土地の地目が「宅地」となっていること、かつ、開発行為がない土地において建築物の建築等を行うことがわかる書類を添付

イ 既存建築物と改築又は増築後の予定建築物の用途・規模・構造が分かる書類

※公図及び土地登記簿謄本について

オンライン登記情報提供制度を利用して得られる電子情報は、法的な証明力がないため不可